

## フランスの子育ち支援、子育て支援

星 三和子

フランスの就学前教育は、三歳までは厚生労働省の管轄下の多様な保育制度、三―六歳は初等学校に属する幼稚園（直訳すれば母親学校という名称）と、年齢を区切りとして二段構えになっている。本稿では〇歳から三歳までの子どもを中心に述べている。〇歳からの保育は十九世紀後半からの古い歴史をもつが、ここ二十年ほどで多様な保育の形態が発展し、とりわけ二〇〇〇年頃から、子どもと親の支援が、家族政策のなかで重点課題になっている。

### 一、「すべての子どもたちの受け入れ」

二〇〇〇年八月の法改正で、「六歳未満のすべての子どもの受け入れ」という方針が打ち出された。この趣旨は、どんな家庭のどんな子どもも、希望すれば「受け入れの場」（保育所などの保育施設の総称）に受け入れられるように、政府や自治体は多様で柔軟な条件の受け入れの場を用意することを目指す、というものである。ここでは保育施設が、第一に「子どもの健康、安全、幸福、

発達に気を配ること」を目標とする、子どものための「子育て支援」の場と位置付けられ、その次に「親の家庭生活、職業生活、社会生活の共存を支援すること」が謳われている。具体的には、専業母親の子どもを受け入れられる保育施設を増やすこと、受け入れる時間の多様化、多様な保育形態を選択できること、そして地域的・経済的な不平等の改善等である。多様な形態の保育制度はこの法改正以前からあるのだが、すべての子どもへの教育的な支援が明確化されたことよって、保育の量と質の向上のために、二〇〇〇年—二〇〇二年には総額六百億円相当の特別予算が組まれ、四万人の子どもの保育所への受け入れの増加が決定した。

## 二．多様な保育の形

三歳未満の子どもに対する、家族以外による保育の有名な状況は次の通りである。

**家庭的保育** 最も利用者の多いのが、認可家庭保育員宅での家庭的保育である。家庭保育員はここ十年一貫して

増加しており、二〇〇一年で三十四万人が認可されている。保育員は母子保健センターでの六十時間の研修が義務づけられるとともに、玩具やベッド等の設備の支給を受ける。一人当たり三人までの子どもを預かることができる。親は家庭保育員に決められた額の保育料を払う見返りに、認可家庭保育員を雇用する家族援助(AFFEMA)という制度によって、税金の控除を受けられる。

**集団保育所** 日本の保育所と同じように、働く母親の子どもを産休明けから、七時から十九時頃までの間受け入れる。但し、三歳が卒園年齢である。時間はフルタイムでも一部でもよい。保育者一人あたりの子どもの数は、まだ歩けない子どもについては五人、歩ける子どもは八人と決められている。保育者には資格の異なる二種類の職種がある。看護学校で子どもの看護師の養成を受けた「保育士補」が大部分であり、他に短大レベルの養成を受けた「幼児教育士」が各園に一—二名いる。

**家庭保育所** 家庭的保育を集団生活で補う形の保育所で

ある。地域の家庭保育員たちがグループを作って登録している。一グループ最大四十人の子ども、保育所全体では最大百五十人の子どもが登録される。子どもは朝家庭保育員宅に行く。同じグループの家庭保育員たちが定期的に、日中の同じ時間に子どもたちを連れて家庭保育所に来る。ここには、集団保育所と同様に、園長も保育者もおおり、保育員たちは保育をしつつ観察し話し合ったり議論する機会をもつ。親も交えての話し合いもなされる。つまり家庭的保育と集団の保育を繋ぐ場、家庭と地域を繋ぐ場であり、また家庭的保育の質の改善を話し合う場ともなっている。

**小規模保育** 小人数の保育を望む親にはミニ保育所と親保育所がある。ミニ保育所は十二―十五人規模の公立の集団保育所である。親保育所は親同士が作り運営している共同保育所であるが、公的な運営費を補助されている。定員は最大二十人と決められている。

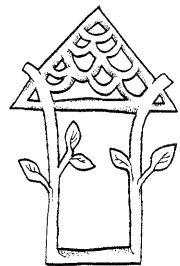
**アルトガルドリ** 週二―三日、一日の午前中または午後、あるいは臨時というように、子どもを預ける時間を

親が選択できるが、フルタイムで預けることはできない。常勤職をもたない母親の子どもを対象にしている。

また幼稚園入園前の準備期間として、親子が一緒に遊び、親同士、子ども同士が出会う場を提供する手段の一つとなっている。

**多重受け入れ施設** これまで述べてきた集団保育所、アルトガルドリ、家庭保育所等、あるいは他の施設を組み合わせた施設である。組み合わせ方は場所によっていろいろだが、たとえばアルトガルドリに来る子どもが、幼稚園入園の年齢が近づくと、隣の集団保育所で集団生活の練習をする等、子どもや時期によって柔軟な保育ができる。また親への子育て支援や情報提供の場ともなっている。

**自宅保育** 親の留守中に子どもの家庭で保育者が保育する。保育者の多くは資格がなく、母親との間の私的な契約で働く。保育者は申告すれば公的な雇用関係としてみ



とめられ、同時に親は、額は充分ではないものの、自宅保育手当 (AGED) の補助金もしくは税金の控除が受けられる。

**家庭保育員交流の場** 家庭保育員のみならず、地域の親子、子どもの受け入れに関わるいろいろな人々が交わり、遊び、情報の提供や話し合いをする場である。

**親子を受け入れる場** 親子で遊ぶ場であると同時に、親同士の話し合いの機会を提供する。公立と民間があり、運営も遊び中心のもの、親の相談に重点があるもの等多様である。民間の「緑の家」はその代表的な施設である。

以上のように、いろいろな保育の選択肢が提供されている。母親の立場でいえば、完全に自分の都合で預けられる「自宅保育」、定期的な契約だが自由のきく「家庭的保育」、短時間の集団保育の「アルトガルドリ」、フルタイム勤務に合わせた「集団保育所」と、生活の状況に応じた選択肢がある。大人数の集団、小人数の集団、個人の家庭、自宅のうち、どの環境で子どもを育てるかの

選択肢もある。時間的な選択肢もある。ただ選択肢があるといっても、実際には利便性の違い、地域格差、経済的な負担額の差が選択の幅を狭めている。集団保育所は大都市に偏っていて、地方は家庭的保育に頼る傾向が強い。また富裕層は家庭的保育、低所得層は集団保育所の利用が相対的に多い。二〇〇一年の調査では、最も利用されているのは家庭的保育 (三歳未満人口の二十パーセント) で、集団的な保育 (集団保育所、家庭保育所、小規模保育所) は十一パーセント、自宅保育は一パーセントである。母親は、子どもにとって最も良いのは集団保育所だが最も利用しやすいのは家庭的保育と感じている、という調査結果もある。柔軟性に乏しいと批判されている集団保育所も、親との連携を深め家庭のニーズに対応する方向への改善を図っている。

### 三．集団保育の特徴

集団保育所の乳児保育についての日仏比較研究 (星・高橋一二〇〇一、星一二〇〇二) で、筆者等が引き出し

たフランスの保育の大きな特徴は、子どもは自分で自分の発達を拓いていくものだ、という考えにある。たとえば遊びの場面は、子どもが自分で遊ぶ物を選び、遊び方を工夫し、自分で何かを発見し、問題を解決しようとすることを促すよう設定されている。具体的には、歩かない年齢の子どもの周りには、手を伸ばせば選べるように、たくさんの玩具が置かれる。歩ける子どもは遊具のあるところに自由に行ける。また同じ場面設定が長い時間続き、一つの遊びにたっぷり時間をかけて遊べる。保育者が子どもに遊びを教える、誘導する、主導するということとはほとんどない。保育者は脇にいて、子どもを観察し、ことばによって励まし支えるが手を出すことは少なく、子どもからの働きかけがあれば応える。発達ということは、何歳で何かができるようになるということではなく、子どもの内に自分で自分を形成する力ができていくことと考えるからである。したがって、他の子よりも発達が遅い、早いということは、障害の可能性がある場合を除いては、保育者も親もさほど問題にしない。フ

ランス語ではしばしば、発達について「開花」(spanouissement) という語を使う。また教育的な働きかけを「目覚まし」(éveil) という。つまり、子どもの内側の力を自分で開花させる援助をすることが大人の役割である。したがって、自律ということも、自分で服を着脱ができるといようなことではなく、自分の意志で自己決定をできるようになることである。

このような考え方は、フランスの文化、歴史の背景の上に、社会で期待される大人像に拠っていることは言うまでもない。したがって単純に日本と比較すべきことではないであろう。ただ、保育とは、発達とはこういうもの、という我々の固定概念を碎き、日本の保育を相対化して考える良い材料を提供してくれる。

#### 四．子育て支援

以上のような子どもについての考えは、親子関係の見方にも影響しているだろう。フランスでは、日本のように子どもの問題をすぐ親の責任にする、ということは聞

かない。子育ての責任感で不安に悩む母親のこともあまり話題にのばらない。子どもは親の育て方次第とは考えないからである。「親はこうあるべき」という議論もあまり聞かれない。いろいろな親がおり、一人の親にもいろいろな顔と時があるのは当然だからである。代わりに、社会の多くの手で子どもたちを育てることは、社会そのものを作っていくことの一部だという意識がある。

このような考えが子育て支援の前提である。子育て支援の場合は、余暇センター、休暇センター、おもちゃ図書館、児童館、文化センター、話聞き取りの家、母子保健センター、親子のための施設等が従来の形であったが、新しい方向が現われている。

二〇〇〇年頃から、国は家族政策を重要課題として、子育て支援予算を増やし、新しい政策を次々と出している。その前提は、どんな親も、親としての責任や役割を果たすために援助される必要が生じる時や、援助されたいと思う時があり得るということである。したがって、支援の基本的方向付けは、誰もがサービスを利用しやす

いようにすることである。そこには三つの面がある。第一はサービスを多様化し、かつ諸サービス間の連絡・連携を活発にすること。第二は住民がすぐ近隣で利用できるサービス施設を置くこと。第三は収入、地域、民族的な出自、問題の有無に限らず、すべての人を対象にするということ。これらを踏まえ、地域に密着した小さい機関や場所をたくさん確保し、きめの細かいサービスを受けることのできるような諸制度がここ数年の間に次々と作られた。具体的にはたとえば、地域のいろいろな機関やボランティア団体等と連携して、その施設の一角を支援の場とし、人を配置することで、小さい援助の場をたくさん確保する。そして都会なら誰もが歩いて一〇分くらいのところに何らかの支援の場がある、というような状況を作る。そこには最低限でも、情報スポットがある。このように、人や情報といったソフトに予算をかけた、一人一人の親子への支援がしつかりできるような機能的な体制を作ろうとしている。

新しい家族支援策から乳幼児に関係する次の制度を簡

単に紹介する。

\*「親の話聞き、支え、寄り添うネットワーク」の普及。親たちが保育所、学校、各種センターやグループ活動、講演会等の機会に互いに交流し、援助し合うことを通して、自分の親としての能力を高めることを支援するためのアクション。

\*家庭における家族援助のための介入。最近国家資格となった「社会家族介入士」が家庭訪問によって家庭に介入し、日常の問題を助言し、援助する制度。

\*「家族の仲介者」というワーカー職の創設。これは家族間調整の専門職で、問題をかかえた家族自身が互いの関係を再構築できるように、家族間のコミュニケーションを援助する職である。

以上のように、きめ細かく実質的に機能する子育て援助を行うおうとしているが、これが、現在の子どもの問題は次世代の社会に大きな影響を及ぼすという認識から生まれていることは言うまでもない。

家庭をとりまく社会の変化が子育てを難しくしている

現実には、フランスでも大きな社会問題である。しかしここでは、育児が下手な親や問題のある親を援助するという考えはない。画一的な「上手な育児像」「理想の親像」を作らないところでは、下手な育児が何かは分からない。困った状況、危うい状況はどの親にも起こり得ることであり、それを社会的アクションによって援助することが大事なのだ、というフランスの考え方は、日本で議論されている子育て支援にとっても、役立つものではないだろうか。

(東京家政学院筑波女子大学)

#### 引用文献

星三和子・高橋洋代「乳児保育のなかに見られる日仏の保育観、発達観―法令および行政文書の分析を通して―」日仏教育学会年報7巻 一三一―二五頁 二〇〇一、三  
星三和子「〇歳児に対する保育者の世話行動に含まれる社会化の考えの日仏比較―映像とインタビューを通して―」日仏教育学会年報8巻 八六一―一〇一頁 二〇〇二、三